

令和8年6月1日から特別休暇（官公署出頭休暇）の対象範囲が拡大されます

令和8年6月1日からの措置内容

- ◆ 官公署出頭休暇は、職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、必要と認められる期間、取得できる特別休暇です。
- ◆ 令和8年6月1日から、常勤職員と非常勤職員ともに、これまで対象外であった被害者参加制度による「被害者参加人」としての裁判所等への出頭についても、官公署出頭休暇の対象となります。

改正理由

- ◆ 令和8年3月に閣議決定された「第5次犯罪被害者等基本計画」では、民間企業における犯罪被害者等のための休暇制度の導入促進を図っていくため、国家公務員の休暇制度上の取組も重要とされました。これまで、国家公務員が犯罪被害者等となって休暇を必要とする場合は、①心身の不調からの回復には病気休暇、②捜査機関への出頭には官公署出頭休暇、③被害者参加人としての裁判所等への出頭は年次休暇により対応してきました。
- ◆ 「③被害者参加人としての裁判所等への出頭」は、被害者参加人としての裁判対応負担（年10回以上の場合も）、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性に鑑みて、官公署出頭休暇の対象に追加しました。

犯罪被害者等となった場合の勤務継続を支援する制度の全体像

- ✓ 今後は、国家公務員が犯罪被害者等となった場合、心身の不調からの回復には病気休暇、捜査機関への出頭には官公署出頭休暇、被害者参加人としての裁判所等への出頭には官公署出頭休暇を取得できます。
- ✓ 休暇制度を補完する対応としては、フレックスタイム制の活用によって、対応が必要な日の正規の勤務時間を柔軟に変更することや、週休日以外に「勤務しない日」を設定することで、裁判の傍聴（※令和8年6月1日以降も官公署出頭休暇の対象外）や行政窓口での各種手続などにも対応することができます。
- ✓ 国家公務員が犯罪被害者等となった場合、今回の措置も含めた国家公務員の勤務時間・休暇制度を活用して、勤務を継続しつつ、犯罪被害者等として必要な対応を行うことができます。

フレックスタイム制の活用例

